

福島県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正(案)に係る うつくしま県民意見公募(パブリック・コメント)の結果について

「福島県屋外広告物条例及び同施行規則」の一部改正に当たり、県民の皆様からの御意見を募集した結果、御意見はありませんでした。

※以下は、県民意見公募を実施した際に公表した内容です。募集は終了しています。

福島県では屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する観点から、「福島県屋外広告物条例」及び「福島県屋外広告物条例施行規則」を制定し、屋外広告物の表示、設置に関してルールを定めています。

このたび、屋外広告物の維持管理等の適正化を図るために、管理者設置義務及び点検義務を定めることについて、福島県屋外広告物審議会に諮問し、答申が出されました。これに基づき、福島県屋外公告物条例及び同施行規則の一部改正を予定しています。

つきましては、この条例及び同施行規則の改正にあたり、県民の皆様からのご意見を募集します。

1 募集期間

令和2年10月14日(水)から令和2年11月5日(木)まで(必着)

2 募集対象

- (1) 県内に在住、または通勤、通学している個人及び県内に事業所がある企業や団体
- (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県外に避難されている個人や団体

3 資料の入手方法

- (1) 下記の場所で、福島県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正(案)について資料の閲覧ができます。

- ① 福島県土木部都市計画課(県庁本庁舎4階)
- ② 福島県県政情報センター(県庁西庁舎1階)
- ③ 福島県各地方振興局(県北を除く)県政情報コーナー

なお、郵送により資料を請求される場合は、返送先をあて名に明記し、250円切手を貼付した返信用封筒(A4版が入るもの)を同封し、6提出・問い合わせ先まで送付してください。

(2) 閲覧できる資料は下記のとおりです。

- ① 福島県屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正(案)について
 - 1) 福島県屋外広告物条例及び同施行規則の概要(ページ1・2)(PDF ファイル)
 - 2) 福島県屋外広告物条例及び同施行規則の改正内容(ページ3～6)(PDF ファイル)
- ② 福島県屋外広告物条例(現行)(PDF ファイル)
- ③ 福島県屋外広告物条例施行規則(現行)(PDF ファイル)
- ④ 「県民意見提出書」様式(Word 形式／PDF ファイル)

4 意見の提出方法

上記「3 資料の入手方法 (2)資料」の④の「県民意見提出書」により、郵便、持参、ファックスまたは電子メールで提出してください。なお、匿名や電話でのご意見は受け付けておりません。

5 意見の取扱い

提出いただいたご意見は、条例及び同施行規則改正の参考とさせていただきます。

なお、提出された意見書は返却いたしません。

お寄せいただいたご意見については、住所、氏名、電話番号等の個人情報を除き、ご意見に対する県の考え方と併せて公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

個々のご意見に対する直接の回答はいたしません。

6 提出・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

※郵送の場合、住所の記載は不要です。

福島県土木部都市計画課

電話：024(521)7508(直通) Fax024(521)7956

電子メール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp